

千葉県立保健医療大学教員定年規程

平成21年4月1日

規程 第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)(以下「特例法」という。)第8条第1項の規定により、千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。)の教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第2条 教員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職)

第3条 教員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

(準用規定)

第4条 前2条の規定は、本学の助手について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(定年の特例)

2 この規程の施行日から平成24年3月31日までの間に第2条に規定する年齢に達する教員の定年は、同条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

年齢65年に達する日	定 年
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	年齢 68年
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年齢 67年
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年齢 66年